

(別紙)

「食品表示基準Q & A」(新旧対照表)

改正後 (新)	改正前 (旧)
食品表示基準Q & A (平成 27 年 3 月 30 日消食表第 140 号)	食品表示基準Q & A (平成 27 年 3 月 30 日消食表第 140 号)
目次 (略)	目次 (略)
第 1 章 (略)	第 1 章 (略)
第 2 章 加工食品 (加工－1) ～ (加工－201) (略)	第 2 章 加工食品 (加工－1) ～ (加工－201) (略)
(加工－202) どのような原材料が「特色のある原材料」に該当するのですか。 (答) 1 (略) 2 ただし、<u>公正競争規約</u>等により、上記①～⑦に該当する原材料の表示方法が定められているものについては、当該<u>規約等に基づいて</u>表示する場合に限り、特色のある原材料には該当しないものとします。 3 (略)	(加工－202) どのような原材料が「特色のある原材料」に該当するのですか。 (答) 1 (略) 2 ただし、<u>他法令、行政機関の定めるガイドライン</u>等により、上記①～⑦に該当する原材料の表示方法が定められているものについては、当該<u>法令等に定める方法により</u>表示する場合に限り、特色のある原材料には該当しないものとします。 3 (略)
(加工－203) 「特色のある原材料」に該当するとされた (加工－202) の「⑥ 品種名等」及び「⑦ 銘柄名、ブランド名、商品名」の具体的な範囲を教えて	(加工－203) 「特色のある原材料」に該当するとされた (加工－202) の「⑥ 品種名等」及び「⑦ 銘柄名、ブランド名、商品名」の具体的な範囲を

ください。	
(答)	
1 (略)	
2 「銘柄名、ブランド名、商品名」とは、	
① 「松阪牛」、「かごしま黒豚」、「越前がに」、「宇治茶」、「金華ハム」など、生産地や製法等について、独自の基準や地域に伝わる製法等に合致したもののについて、一般的名称に地域名等の特色のある用語を冠するなどにより、一般的名称のものと差別化されている<u>もの（特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成 26 年法律第 84 号）に基づき地理的表示（GI）として名称が登録された産品を含む。）</u>	
② 市販されている商品の商品名（一般的名称のものを除く。）を指します。	
3 (略)	
<u>4 2①の地理的表示（GI）保護制度に関しては農林水産省が所管していますので、登録内容、GI マークの使用方法、その他 GI 保護制度上の取扱いについては、農林水産省にお問合せください。【参考】https://x.gd/3PDMb</u>	
(加工－204) ～ (加工－309) (略)	
第 3 章～第 5 章 (略)	
別添 アレルゲンを含む食品に関する表示	

教えてください。	
(答)	
1 (略)	
2 「銘柄名、ブランド名、商品名」とは、	
① 「松阪牛」、「かごしま黒豚」、「越前がに」、「宇治茶」、「金華ハム」など、生産地や製法等について、独自の基準や地域に伝わる製法等に合致したもののについて、一般的名称に地域名等の特色のある用語を冠するなどにより、一般的名称のものと差別化されている<u>もの</u>	
② 市販されている商品の商品名（一般的名称のものを除く。）を指します。	
3 (略)	
(加える。)	
(加工－204) ～ (加工－309) (略)	
第 3 章～第 5 章 (略)	
別添 アレルゲンを含む食品に関する表示	

(A-1) ~ (I-5) (略)

(I-6) 事業者が行うべき情報提供とは、どのような方法で行うべきでしょうか。

(答)

(略)

各食品に原材料の内容を出来る限り詳細に記載し、特定原材料⁹品目については、特に別枠を設けるなどして、消費者に対し、注意喚起を行うことが望ましいと考えられます。

(略)

(I-7)・(I-8) (略)

別添 新たな原料原産地表示制度

(原原-1) ~ (原原-18) (略)

(原原-19) 原材料名欄には、アレルギー表示や遺伝子組換え食品表示を行うこともありますが、原料原産地表示、アレルギー表示、遺伝子組換え食品表示の順番について、優先順位はありますか。

(答)

1・2 (略)

《例1：豆腐サラダに原料原産地表示をする場合》 (略)

(A-1) ~ (I-5) (略)

(I-6) 事業者が行うべき情報提供とは、どのような方法で行うべきでしょうか。

(答)

(略)

各食品に原材料の内容を出来る限り詳細に記載し、特定原材料⁸品目については、特に別枠を設けるなどして、消費者に対し、注意喚起を行うことが望ましいと考えられます。

(略)

(I-7)・(I-8) (略)

別添 新たな原料原産地表示制度

(原原-1) ~ (原原-18) (略)

(原原-19) 原材料名欄には、アレルギー表示や遺伝子組換え食品表示を行うこともありますが、原料原産地表示、アレルギー表示、遺伝子組換え食品表示の順番について、優先順位はありますか。

(答)

1・2 (略)

《例1：豆腐サラダに原料原産地表示をする場合》 (略)

《例 2：つくだ煮に原料原産地表示をする場合》

名称	つくだ煮
原材料名	しょうゆ（ <u>大豆・小麦を含む</u> 、国内製造）、こんぶ、植物油 脂、唐辛子、 <u>砂糖類</u> （砂糖、水飴）、・・・
内容量	100g
消費期限	令和 2 年 1 月 5 日
保存方法	直射日光をさけ、常温で保存してください
製造者	□□株式会社 東京都千代田区霞が関■－■－■

《例 3：マカロニサラダに原料原産地表示をする場合》 （略）

《例 4：コーンスナック菓자에原料原産地表示をする場合》 （略）

（原原－20）・（原原－21） （略）

（原原－22）原料原産地名の表示について、原産地を表す記号を活用して、表示することはできますか。

（答）

1 （略）

2 この場合、記号とは、JIS X 0304 (ISO 3166-1) の「国名コード」における「3 文字国名コード」等が考えられます。

《例：記号による表示》 （略）

《例 2：つくだ煮に原料原産地表示をする場合》

名称	つくだ煮
原材料名	しょうゆ（ <u>大豆・小麦を含む</u> 、国内製造）、こんぶ、植物油 脂、唐辛子、 <u>糖類</u> （砂糖、水飴）、・・・
内容量	100g
消費期限	令和 2 年 1 月 5 日
保存方法	直射日光をさけ、常温で保存してください
製造者	□□株式会社 東京都千代田区霞が関■－■－■

《例 3：マカロニサラダに原料原産地表示をする場合》 （略）

《例 4：コーンスナック菓자에原料原産地表示をする場合》 （略）

（原原－20）・（原原－21） （略）

（原原－22）原料原産地名の表示について、原産地を表す記号を活用して、表示することはできますか。

（答）

1 （略）

2 この場合、記号とは、JIS X 0304:2011 (ISO 3166-1:2006) の「国名コード」における「3 文字国名コード」等が考えられます。

《例：記号による表示》 （略）

(原原－23) ～ (原原－69) (略)

(原原－23) ～ (原原－69) (略)